1 立川市の認知症ケアパス

認知症ケアパスは、認知症の疑いから発症、その進行とともに変化していく状態に応じて、どのような医療や介護などの支援を受ければよいのか大まかな目安を示したものです。
※ケアパスとは「ケアの流れ」認知症の状態に応じた適切なサービスの流れを意味します。

認知症の段階	自立		認知症（軽度）	認知症（中等度）	認知症（重度）
	予防	認知症の疑い MCI（軽度認知障害）	誰かの見守りがあれば日常生活は自立	日常生活を送るには支援や介護が必要	常に専門医療や介護が必要
本人の様子	● 健康づくりや介護予防に取り組む ● 地域とのつながり（社会参加）を大事にする	● もの忘れが増えるが自覚もある（人からも言われ始める） ● 日常生活は自立しているが、計算間違いや漢字のミスなどが増える	● 同じことを何度も聞くようになる ● ものや人の名前が出てこない ● 置き忘れやしまい忘れが増える ● 料理や買い物、金銭管理などが難しくなってくる	● 「ものを盗られた」などの発言をする ● 洋服の着替えがうまくできなくなる ● 家までの帰り道が分からなくなる ● 書字・読字が苦手になる ● もの忘れの自覚がない	● 食事、トイレ、お風呂、移動などの日常生活に関することが、誰かの助けがないと難しい ● 車いすやベッド上での生活が長くなる ● 言葉数は少なくなるが、感覚（目・耳・鼻などの機能）は残っている
家族の心得・対応のポイント	● 本人と一緒に認知症予防に関する取り組みを実践 	● 年齢のせいにせず、気になり始めたら、早めにかかりつけ医や各種窓口に相談 	● 同じことを聞かれても、きちんと返答 ● 何でもかんでも取り上げず、本人ができないことだけをサポート ● 認知症についての勉強や介護保険サービスの利用を開始する 	● さまざまな症状が現れてきて疲れる時期。人の助けを借りよう ● 通所系サービスのみでは困難、訪問系や泊まり系サービスなどの検討を 	● 本人が安心できる環境づくりを心掛ける ● 最期の迎え方について家族間で話し合いをしておく 

認知症に関する予防と共生のための情報提供



認知症を予防したい ● 日常生活での取組（P4～6） ● 地域活動案内（P7）

認知症を学びたい ● 認知症はどんな病気（P8～9） ● 気づきのチェックリスト（P14～15）

認知症の方への対応を知りたい ● 症状への対応（P10～12） ● 認知症の人への対応ガイドライン（P13）

認知症の受診と治療 ● 受診と治療（P16～19） ● 医療機関への相談窓口（P17・18）

制度や資源 ● 介護保険（P20） ● 権利擁護（P21） ● 生活支援（P22） ● 行方不明への備え（P23） ● 集い関連（P24・25）

● 認知症になっても暮らし続ける（P26・27）

● 認知症キャンペーン（P28・29）

● 若年性認知症ケアパス（P30・31）

7 若年性認知症ケアパス

（年齢問わず就労中で、認知症が疑われる人もご活用ください）

※若年性認知症とは、65歳未満で発症する認知症を言います。

認知症の段階	症状の顕在化	受診・鑑別診断 → 就労継続に向けた調整	就労から地域生活への移行	医療・介護等のサービス利用
本人・家族の対応	●東京都多摩若年性認知症総合支援センターへの相談（職場と連絡調整も可） ●東京都認知症疾患医療センターなど、専門医への受診	●職場との話し合い ●精神障害者保健福祉手帳の取得（初診日から６か月以上経過） ●自立支援医療（精神通院医療）の申請	●障害年金の受給（初診から１年６か月を経過した日＝「障害認定日」の翌月から、または請求日の翌月から）	●介護保険サービス、障害福祉サービスの申請 ●（場合により）地域福祉権利擁護事業や、成年後見制度の利用など ●高額療養費、医療費控除　など
職場の対応	**＜上司・同僚の対応＞** ●異変に気づいたら、産業医や専門医療機関につなぐなど、受診勧奨 ●東京都多摩若年性認知症総合支援センターへの相談	**＜上司・同僚の対応＞** ●診断に基づく適切な配慮と管理 **＜人事担当者＞** ●就労継続に向けた職場の後方支援 ●障害者雇用の検討	●休職制度の活用 ●傷病手当金	●雇用保険（失業保険）手続き ●健康保険切り替え　など
産業医等	●東京都認知症疾患医療センターなど、専門医のいる医療機関の紹介 ●本人・職場全体のケア	●本人・職場全体のケア		
支援の体制	**東京都多摩若年性認知症総合支援センター　（P18）による支援や関係者等との連携**			立川市の認知症ケアパス（P2 ～ 3）をご覧ください

～若年性認知症の人が受けられる主な制度一覧～

※制度ごとに要件があります。また個々の状況に応じて、一覧記載以外の支援制度もあります。
詳細は　各お問い合わせ先、もしくは　東京都多摩若年性認知症総合支援センター
042-843-2198（月～金／9時～17時）へご相談ください。

	利用可能な制度	お問い合わせ先
障害福祉サービス	◆精神障害者保健福祉手帳	障害福祉課　042-523-2111
	◆障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス	障害福祉課　042-523-2111
医療費助成	◆自立支援医療（精神通院医療）	障害福祉課　042-523-2111
	◆高額療養費	加入している医療保険の保険者
介護サービス	◆高額介護合算療養費（医療）／高額医療合算介護サービス（介護）	加入している医療保険の保険者もしくは保険年金課　042-528-4314 及び 介護保険課　042-523-2111
	◆介護保険制度	介護保険課　042-523-2111
	◆高額介護（介護予防）サービス費	介護保険課　042-523-2111
税金の控除	◆所得税	立川税務署　042-523-1181
	◆住民税（市民税・都民税）	課税課　042-523-2111
経済的支援	◆傷病手当金	加入している健康保険組合
	◆雇用保険制度（失業手当等）	ハローワーク立川　042-525-8609（11＃）
	◆障害年金	立川年金事務所　042-523-0352 ねんきんダイヤル　0570-05-1165 保険年金課　042-528-4314
	◆特別障害者手当	障害福祉課　042-523-2111
	◆生活困窮者自立支援制度	くらし・しごとサポートセンター　042-503-4308
日常生活支援	◆日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）	地域あんしんセンターたちかわ　042-529-8319
	◆成年後見制度	地域あんしんセンターたちかわ　042-529-8319

精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、若年性認知症により一定の障害にあることを証明するもので、さまざまな料金の割引や減免等が受けられます。

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス

障害の程度や介護・居住の状況等を踏まえて個別に支給決定される「自立支援給付」と、市が地域の実情に応じて実施する「地域生活支援事業」があります。

高額介護（介護予防）サービス費

介護保険のサービスを利用した場合、原則かかった費用の1割から3割の金額が、利用料として自己負担となりますが、1か月に支払った利用者負担額が所得等に応じた限度額を超えた場合、「高額介護サービス費」として超えた分が申請により支給されます。
なお、同じ世帯内に介護保険サービスの利用者が複数いる場合、世帯の利用者負担額の合計額が限度額を超えた分について支給されます。

高額介護合算療養費（医療）／高額医療合算介護サービス（介護）

医療保険の被保険者と同じ世帯に介護保険の被保険者がいる場合、1年間の医療保険と介護保険の自己負担額の合計が、所得に応じた限度額を超えた場合には、それぞれの保険から、「高額介護合算療養費」「高額医療合算介護サービス費」として、超えた分が申請により支給されます。

高額療養費

高額療養費は、保険証を使用して医療機関で診療を受けたとき、１か月毎に自己負担限度額を超えたとき、その超えた分が支給される制度です。対象者には申請書が郵送されますので、申請してください。

自立支援医療（精神通院医療）

通常、医療保険では医療費の3割が自己負担となりますが、自立支援医療費制度を併用した場合、自己負担は原則1割に軽減されます。

税金の控除

精神障害者保健福祉手帳を受けている場合、一定金額の障害者控除が受けられます。また同一生計世帯において、１年間に一定額以上の医療費を支払った場合、医療費控除が受けられます。

傷病手当金

傷病手当金は、病気やけがで会社等を休んだときに生活を保障するために設けられた制度で、事業主から十分な報酬を受けられない場合に支給されます。

特別障害者手当

年齢が20歳以上で、若年性認知症を有し、障害の程度や所得等の条件にあてはまる方が、申請に基づいて支給される手当です。

障害年金

障害年金は、現役世代の方も含めて病気やけがによって、障害等級のいずれかに該当する場合に支給される年金です。
なお、申請には納付要件などの条件が設けられています。

雇用保険制度（失業手当等）

若年性認知症の発症により、雇用継続が困難となり、失業して所得の源泉を喪失した場合、公共職業安定所で失業の認定を受けた後に保険を受給できます。

生活困窮者自立支援制度

退職により住居を失うおそれのある方への住居確保給付金の支給や、生活福祉資金の貸付等、生活困窮に関する相談ができます。